

議案第2号

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方自治法（昭和22年法律第67号）」の一部が改正されたことに伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- （1） 市長 6
- （2） 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は  
監査委員 4
- （3） 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員  
又は水道事業管理者 2
- （4） 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第2号 木津川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布、施行され、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を条例で定めることが可能となりました。</p> <p>現行の法制度上、住民訴訟の対象となる市長等の損害賠償責任については、市長や職員に軽過失しかない場合にも高額な賠償責任を認める判決が出され、関連する最高裁判決における各裁判官の補足意見においては、職員個人に責任を負わせることが柔軟な職務執行を萎縮させるといった指摘もされています。</p> <p>複雑かつ多様な現代社会に対応し、長期的な視野に立った積極果敢な行政運営を確保するため、本条例を制定するものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内で協議・検討を行い、条例案を策定</li> <li>・調整会議（1月6日）、政策会議（1月13日）</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 ア. 組織・機構の強化
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（    年度） <input type="checkbox"/> 複数年度（    年度）	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>急速に社会が変化する中であって、錯綜する事務処理の過程で一度のミスや法令解釈の誤りがあると、給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わされるという市長等への委縮効果を低減させ、創意工夫を凝らした積極果敢な市政運営を目指します。</p>	